

佐々木哲蔵著「裁判官論」

田 畑 忍

一
 いわゆる吹田黙禱事件で有名な佐々木元判事の『裁判官論』が出版されたことは、学会のためにも、司法権の独立に資する所がある上からも慶すべきであるが、吹田黙禱事件を知る上にもまた本著は必読の書と言えよう。

「裁判官と憲法的感覚」「裁判官の良心」「裁判官の勇氣」「裁判官の法意識の一面」「公正な裁判とは何か」「法のうごきと裁判官」「事実誤認と裁判批判」「真実と真意」「階級社会と裁判官」という順序で編まれていることでもわかるように、本著は計画的に体系的な学術書ではなく、諸雑誌に発表されたものを集めたものである。しかし、真理は必ずしも体系的な学術書に見出されず、却って無体系の時論の中にもあることを、我々に教示してくれる貴重な著書の一つだ、と言えよう。
 私は一読、氏に対する敬愛感をいっそう強からしめられたことを告白せざるを得ない。

佐々木哲蔵著「裁判官論」

二
 いわゆる吹田黙禱事件の真相は、『真実と真意』という文章の中に述べられている。其の「まえがき」に示されているように、これは「訴追猶予決定に対する所見」であって、氏が、審理中の訴訟事件に対する訴追委員会の調査を斥け、また召喚を拒否することにより、如何に毅然として司法権の独立を守ったかが、一読明瞭になる。

氏は、「法廷の権威というものは、法廷のありかた、法廷審理のありかたが公正で民主的であることによって確保され実現されるものである」とことだと説く。検察庁の権力主義も鋭く衝いており、また法廷闘争を戦術又は心構とする被告に対する裁判官としての態度・感覚についての見解も、よく憲法の問題に徹していることが理解される。すなわち憲法第三十七条にいわゆる「公正な裁判所」の裁判官とは具体的に如何なる裁判官を言うのであるか、と言うことを、読者は教えられるのである。
 ただ憲法第三十一条の解釈について、氏が、三十一条の「法律に定める手続」を、「正当手続による処罰」(デュー・プロセス・クローズ)と読み変えられている点は、私には賛成できない。この点について、氏は『裁判官と憲法的感覚』の中で、裁判官の守るべき憲法規範は十ヶ条ちかくあると考え、特に三十七条一項とともに三十一条を強調し詳論されている。すなわち「納得のゆく裁判」「被告人の言い分を十分聴取すること」が、この三十一条の精神だとせられるのである。言い換えると、

訴訟法や規則は必ず守らねばならないだけでなく、「明文の要求していないようなことがらでも、審理のやり方や裁判の理由の中に、あるいは積極的に、あるいは消極的にも織り込むことを必要とする」という場合が起ってくるのである」というのである（尚お、『公正な裁判とは何か』に於ても三十一条についてこのような見解を示されている）。

もちろん裁判は、氏のいわゆる「納得のゆく裁判」でなければならぬし、明文にない「適正」を裁判の理由中に織り込むべきものであることは、私も同感なのである。しかし、そのこととは特に第三十一条からのみ由来するのではない。すなわち第三十一条は、合憲的法律の定める手続によることを要請するものである、しかも実は第十三条・第三十四条・第三十六条・第三十七条・第三十八条・第三十九条・第七十六条・第八十二条等々と、相寄って氏の主張されていることを要請しているものと見なければならぬと思う（31条については土井多賀子「判例にあらわれた憲法第三十一条違反の問題点」（公法研究22号参照）。しかし、結局は、氏の説と私の言うところとは、憲法に叶った裁判という考え方に於て一致しているのであって、ただ三十一条解釈だけを異にしているのである。

三

また私は、氏が『裁判官の良心』という文章に於て、「この良心というものの一つの客観的な内容をもたせる、いわば客観的良心というものを考え、これに違反した場合を憲法違反とみる

見解には賛成できない」と言われている点に賛成できない。と言うのは、私は第七十六条第三項にいわゆる「その良心に従い」と言う場合の「良心」も、通常の場合と同様に、客観的なものでなければ「良心」ではないと考えているからである。もちろん「良心」は個人主体的なものであって、権力その他によって統制されるものではないが、客観的に「天心」に合致していなければ「良心」ではない、と思うのである。言い換えると、裁判官の千差万別の主観的良心では、裁判はゆがんできて、権力への迎合を生じることもあり、第一に憲法、第二に合憲的な法律に従うことをしないことにもなる、と考えられるからである。また、それは主観的解釈にも必ず結びつくものである。かくて現に、誤判の大部分が、このような「主観的良心」にわざわざされているのではなからうかと思う。

しかし、この問題についても、氏の真意は究極に於て私見と異らないと思う。すなわち、氏が「裁判官の良心」であって、「裁判官個人の良心」を言うのではないとされ、また「裁判官は憲法と合憲的法律を……：良心的に守ることが必要であり、またこれで十分である」と考えているのです。その結果が、もし客観的に一派の人々のいわゆる階級的なものになっているとしても、それは裁判官としては、なんら顧慮すべきことがらではないと思うのです。裁判官というものは、そのような立場のものだと思「う」と言われているのが、其の証拠である。

さらに最高裁に於ける砂川事件での氏の弁論要旨である『裁判官の良心の独立』は、私のいわゆる客観主義の論理に一貫し

た憂国の大弁論であることを感じさせるものである。とくに、その中で、氏がワイマール憲法に対する当時のドイツ裁判官の不信による無節操を非難し軽蔑すると言ひ、児島惟謙の護法が国際政治の正しい把握にも結びついていたことを指摘されている点でも、私をして右の如き感を抱かしめるのである。

四

『裁判官の勇氣』と『裁判官の法意識の一面』。この二つの文章には、氏の特徴が最もよく現れている、と言えよう。

前者では、裁判官は、憲法第七十六条に従つてさえおれば、別に勇氣など必要としない。脅迫文などに屈する裁判官はない。しかし政治犯罪の裁判について法廷秩序維持法を断乎発動する気構をもつて法廷にのぞむなどは憲法の建前に反する。官僚主義でなく、ヒューマニズムまたは「自由主義的良心的な性格こそ」「裁判官の基本的性格としても」も大事だと思つている」と言われている。また、その再論では、「裁判官の事なかれ主義」を強く非難されている。

『裁判官の法意識』では、「新憲法意識の涵養」を強調し、これと矛盾する権威主義的法意識と旧来の陋習を極力否定されている。そして破棄差戻された八海事件・松川事件等に触れつつ、誤判があるかぎり、第三者による裁判批判が不可避であり、且つ望ましいものであるとされる。のみならず、裁判批判の成果によつて裁判に対する信頼感と安心感が強められている事実を指摘される。また裁判官の純潔・公平・廉潔を評価しつつ、

全体主義的・官僚主義的法意識の存することを批判されている。即ち、「官僚主義は権力機関意識であり、これは権力機関一体の意識につながるものである」と言ひ、「官僚意識とは権力者に弱く同調的で、人民に強くとりつくしまのない冷淡さ」であつて、「裁判の実際において権力機関である訴追者側の意見に厚く、被訴追者側の意見に薄い現実を生むの」だと言ひ、「被告人の側に何か、もっと外に有利な事情はないか。その外に何か被告人を出来るだけ救う主張や証拠はないだろうか、という点が真先に頭に浮ぶような裁判官こそ、現代における裁判官の理想像ではあるまいか。官僚意識をすてて国家権力の批判者としての民主的野党精神に生きることこそ、新憲法下における裁判官の道であると確信するものである」と言われているのである。（尚お、『公正な裁判とは何か』及び『法のうごきと裁判官』の中でも、裁判官に於ける官僚主義を憂うる言葉が見出される）。また『階級社会と裁判官』の中でポポロ事件に対する東京地裁の名判決の社会的役割を高く評価している一文は、特に美しいと思つた。

私は、官僚主義を否定するこの『裁判官論』を、全く我が意を得たる論著だと思つるのである。（B6版・一九〇頁・二五〇円 法律文化社刊）。